

CONTENTS

第1章 生命保険の見直しポイント

どんな保険も見直しが必要！	6
会社契約の生命保険の見直しはステージごとの加入目的に照らして検討！	7
会社のステージに照らした生命保険の加入目的	8

第2章 事業保障・事業継続資金と生命保険

会社での最低限の保障は「会社の借入金」対策	16
「会社の借入金対策」での生命保険の活用1	17
「会社の借入金対策」での生命保険の活用2	19
「会社の借りている事業用の不動産対策」での生命保険の活用	20
事業継続資金の確保	22

第3章 役員退職慰労金

役員退職慰労金の適正額は？	24
役員退職慰労金の適正額はいくらか？	25
「加入保険金額＝退職慰労金」にはならない	26
「役員退職慰労金（弔慰金）規程」はなぜ必要か？	27
退職金の課税関係と経理処理①「退職慰労金の場合」	28
退職金の課税関係と経理処理②「死亡退職金の場合」	29
■参考資料 役員退職慰労金・弔慰金規程（見本）	30

第4章 従業員のための生命保険

基本は制度契約から！	34
従業員の退職金制度	35
中小企業退職金共済制度（中退共）	36
特定退職金共済制度（特退共）	38
確定拠出年金制度（DCプラン）	40
確定給付企業年金制度（DBプラン）	44
福利厚生プラン	48
福利厚生プランとは？	49
福利厚生プランの仕組み	50
福利厚生プランの5つの要件	51
福利厚生プランを「死亡退職金」とするためには？	54
福利厚生プラン「見直し」のポイント	55
高年齢者の雇用確保義務にどう対応すればいいのか？	56
65歳までの雇用確保義務と70歳までの就業確保努力	57
「継続雇用を導入」した場合の具体的な対策	58
雇用延長による退職金見直しは制度の見直しから	59

第5章 事業承継・相続対策

事業承継対策が後回しになっていませんか？	62
「事業承継対策」はなぜ必要なのか？	63
事業承継における問題点	64
事業承継とは「何を継ぐ」ことなのか？	65
事業承継対策の3つのポイント	66
まず後継者を決めること！ 決めたら変えないこと！	68
後継者の決定（だれを後継者にするのか？）	69
後継者の育成	70
後継者育成には時間がかかる	71

だれが、何株、持っているかを知っていますか？	72
自社株の把握	73
自社株の後継者への集中	74
自社株の生前贈与は自社株評価から	76
まずは自社株の評価額を知ること！	77
自社株評価依頼のタイミング	77
暦年贈与	78
相続時精算課税制度	79
相続時精算課税制度の要件	80
円滑な事業承継のため「古参（役員）株主」の処遇を考える！	82
金庫株とは何か？	83
自社株買取り（金庫株保有）における規制緩和の流れ	84
何のために自社株を買い取るのか？	85
自社株買取り財源には生命保険がベスト	86
自社株買取りの要件	87
自社株の買取り 1	88
自社株の買取り 2	89

第6章 相続対策と生命保険の活用

いつか必ずやって来る相続問題	92
経営者の相続問題	93
納税問題の解決の手始めは「財産目録」	94
納税資金対策としての生命保険の活用	95
分割問題は遺留分問題	96
生命保険を活用した分割対策	97
分割対策の契約の形	98

第7章 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律

生前贈与された株式は、遺産分割の際「持ち戻し」？	100
民法の原則的な扱い	101
「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律」の柱は3つ	102
民法特例	103
「民法特例」適用の要件	105
金融支援	106
「納税猶予制度」で起こりがちな2つの勘違い	108
事業承継税制の特例の創設（平成30年度税制改正）	109
事業承継税制の適用対象株式	110
相続税の納税猶予額	111
相続税の納税猶予制度適用要件	112
贈与税の納税猶予制度	115
贈与税の納税猶予制度適用要件	116
「事業承継税制の特例」と生命保険の活用	118

第8章 法人契約の経理処理

経理処理を理解していますか？	122
保険料を支払ったときの経理処理（企業保険編）	123
保険料を支払ったときの経理処理（事業保険編）	124
定期保険・第三分野保険の保険料の新しい取り扱い	134
保険料の一時払・頭金の取り扱い	138
保険料の前納の取り扱い	139
保険金を受け取ったときの経理処理	140
配当金・解約・減額・払済保険の経理処理	141
契約者貸付を受けたときの経理処理	144
名義変更の処理1「個人から法人へ」	145
名義変更の処理2「法人から個人へ」	146
法人契約の転換処理	149
「終身保障タイプの長期傷害保険」の支払保険料処理	150

どんな保険も見直しが必要！

時の経過とともにニーズも必要保障額も変わってくる？

「自由に保障内容を見直しできる保険商品です。これは1度ご加入されたら最後まで切り替える必要はありません。お客さまのご要望によっていつでも自由に、貯蓄型に変えたり、保障型に変更したりすることができます」

営業職員はA社長の目の前に、パンフレットや商品設計書をいっばいに広げて話した。

A社長は、熱心に話す営業職員*を見ながら思った。

『確かに面白い保険商品だ。しかし、どんな保険商品であろうと、時間の経過とともにニーズや必要保障額は変わってくる。それを的確にアドバイスしてくれるのだろうか？』

それを口にしてみた。

「うん、話はよく分かった。ところでこれから会社が大きく成長したり、逆に売り上げが下がって縮小したりするだろう。そうしたときに、どんな保障内容に切り替えたらいいのかを、的確にアドバイスしてくれるんだろうね？ また当然、保障内容を変えれば経理処理も変わるだろうから、それも一緒に」

A社長の思わぬ言葉に営業職員は、

「えっ？ ええ……もちろんです」

と少し自信なさそうに答えた。それを見たA社長からは、

「いくら保険の内容が良くても、後々の継続的な内容変更などのフォローができれば、今までの古い保険に加入しているのと、何ら変わりはないことになるのではないかね？」

と厳しい言葉が返ってきた。

※以降、「営業職員」の記述のある場合は、営業社員・代理店も含みます。

会社契約の生命保険の見直しはステージごとの加入目的に照らして検討！

個人の場合、結婚・出産・子どもの成長・住宅取得、そして子どもの独立・結婚を経て老後生活へとライフステージが移り変わるたびに、加入目的や必要額が変わってきます。

法人にも同じことが言えます。

法人のステージ……例えば、設立後間もない創業期、その後の成長期・安定期があり、経営者が60歳を超えると事業承継期を迎えます。こうしたステージごとに、生命保険の加入目的は変わってきます。



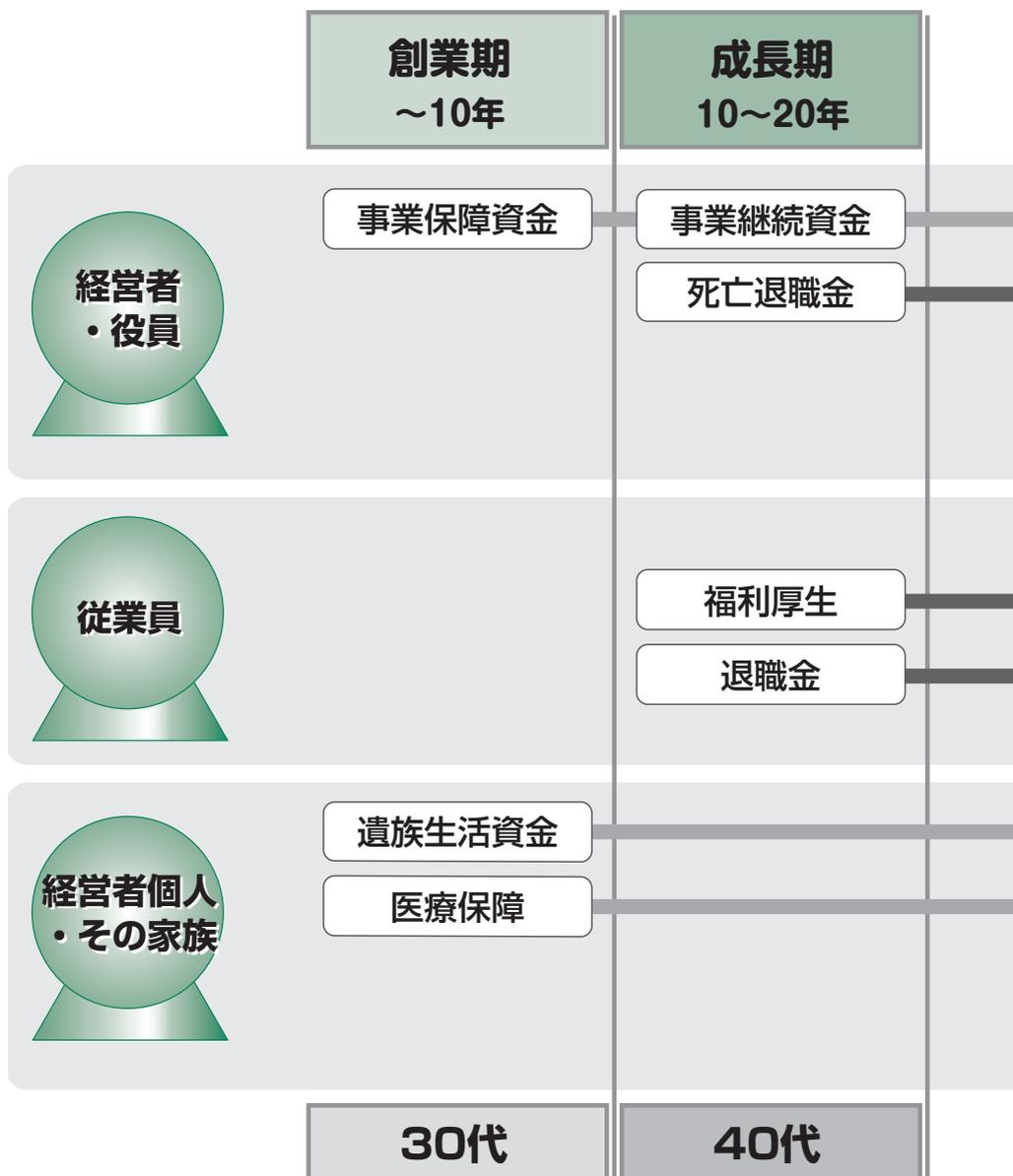
経営者の生命保険加入目的はこれまで、経営者が万一の場合の「事業保障資金」「死亡退職金・弔慰金」、勇退時の「役員退職慰労金」、従業員に対する「福利厚生」や「退職金準備」などとされてきました。

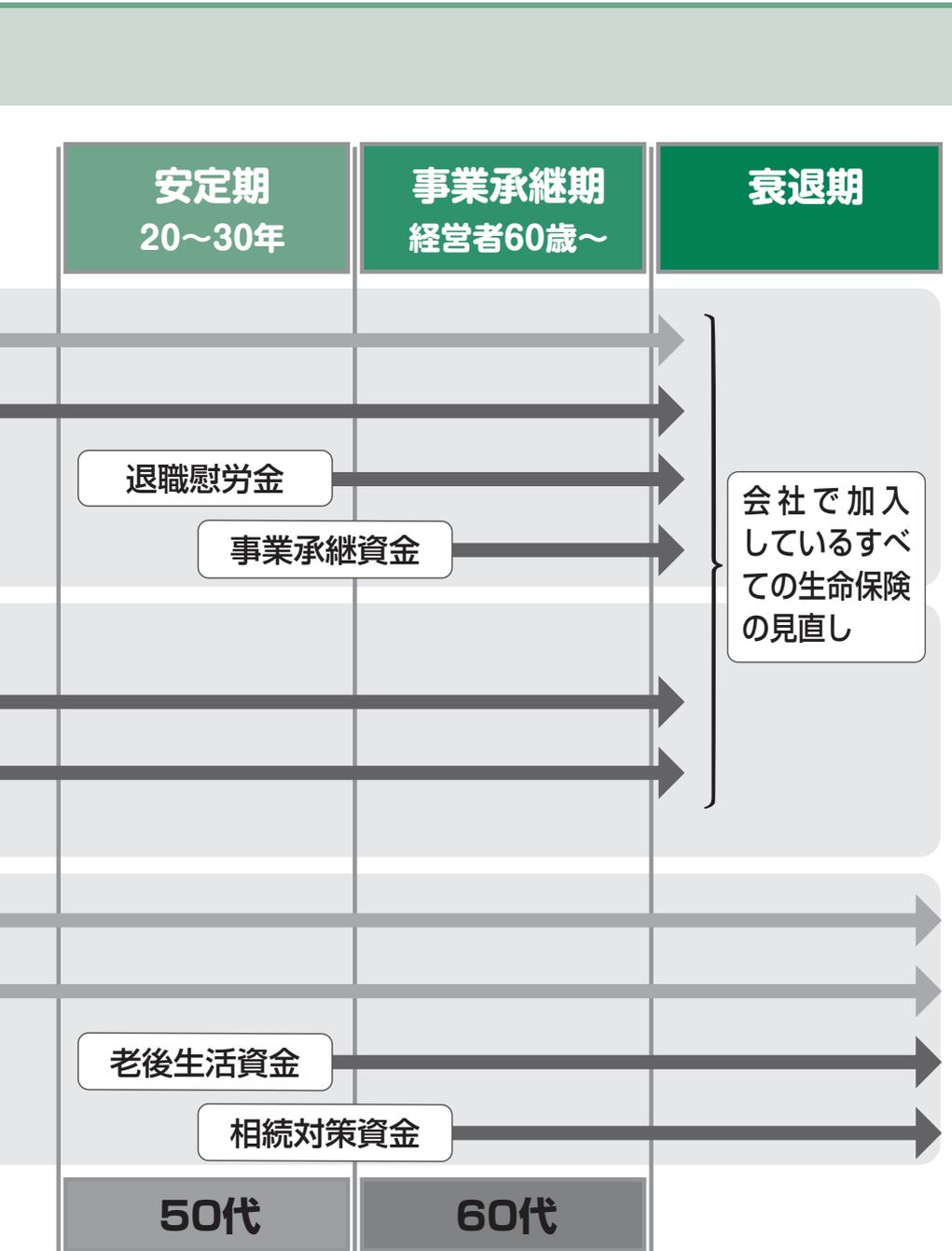
しかしながら経営者だからといって、これらすべての加入目的に沿った保険が一度に必要なわけではありません。

まだ創業間もない若い頃に「勇退退職金の準備で生命保険が必要です！」と言われても、まだ何十年も先の話であり、ピンとくるはずがありません。創業時にはそれにふさわしい加入目的があります。

このように今後は、ステージに合わせた生命保険の見直しが必要になってくるのです。

会社のステージに照らした生命保険の加入目的





後継者の育成

後継者が決まったら、後継者を育成することが必要になってきます。この部分が経営者にとって最も難しい点といえるでしょう。経営者の多くは、後継者をいかに育てていくかについて悩んでいます。

社外での教育

一般的に若い後継者候補であれば、「社外での教育」を中心にさまざまな経験を積ませるようにしています。例えば、他社での勤務を経験させて、組織に対する理解や人脈づくりなどを体得させます。

また、セミナーなどを活用して、経営者としての知識の習得や幅広い視野を育成します。いわゆる「帝王学」を身につけさせるようにします。

社内での教育

社外である程度経験を積むと、今度は「社内での教育」に切り替えて育てていきます。社内での教育は、各部門を経験させ、次第に営業責任・本部責任統括など責任のある地位に就けて経験を積ませます。

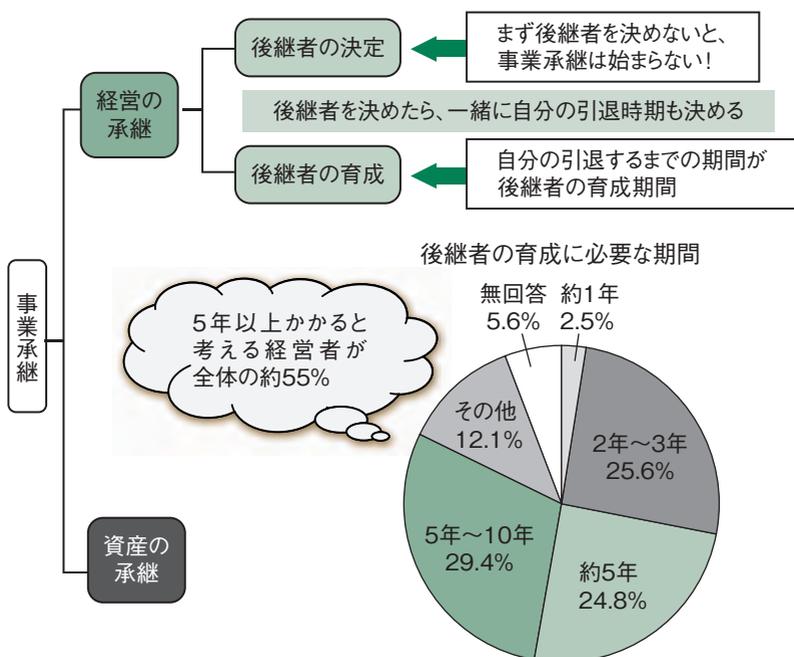
さらに、現経営者による直接の指導も行います。こうした直接指導を通して、経営ノウハウや経営理念を引き継がせることが必要となります。

後継者育成には時間がかかる

先代経営者のノウハウは簡単に身につくものではありません。

ノウハウは失敗の中から生まれてきます。つまり、先代経営者の顧客や取引先とのトラブルなど数多くの失敗談、債務の問題、決算書の内容、お金の使い方、人を見る目など。本来他人には知られたくない事柄、社長の華々しい成功体験より、苦々しい失敗体験を伝えていくことが、後継者育成には生きてきます。

いずれにせよ、後継者を育てるには大変な時間がかかります。そのためには「いつまでに」「何を教えるか」という、事業承継の計画書が必要になります。



データ出典: 中小企業庁「経営者のための事業承継マニュアル」

名義変更の処理 1 「個人から法人へ」

個人事業主などが法人成りした場合、同時に個人契約で加入していた生命保険を法人契約に変更することがあります。この場合の法人の経理処理は、名義変更時点の解約返戻金を基準に、次の処理を行います。

①無償で法人が譲り受けた場合

(例)

解約返戻金相当額：100万円
(解約返戻金 90万円＋
配当金積立金 10万円)

借方		貸方	
保険料積立金	90万円	雑収入	100万円
配当金積立金	10万円		

個人には課税は生じません

②有償で法人が買い取った場合

(例)

解約返戻金相当額：100万円
(解約返戻金 90万円＋
配当金積立金 10万円)
個人の払込保険料総額：
150万円

借方		貸方	
保険料積立金	90万円	現金・預金	100万円
配当金積立金	10万円		

個人は一時所得の課税対象となります

*このケースでは、収入金額(100万円)より、必要経費(支払保険料150万円)の方が多いため、個人の課税は生じません。

名義変更の処理 2 「法人から個人へ」

役員などの勇退に伴い、それまで法人が契約していた役員保険を個人契約に変更することがあります。退職金の代わりに生命保険を現物支給することによって、老後の保障や相続対策として役立ちます。

①名義変更時の経理処理の原則的な取り扱い

名義変更時の資産計上額を取り崩し、支給時解約返戻金の額（名義変更時の解約返戻金相当額その他、配当金額等を含む）を退職金として計上します。取崩額との差額については雑損失（雑収入）を計上します。

(例)
退職金：2,500万円
(支給時解約返戻金の額
2,500万円)
資産計上額：2,800万円
(保険料積立金 2,700万円＋
配当金積立金 100万円)

	借方	貸方
役員退職金	2,500万円	保険料積立金 2,700万円
雑損失	300万円	配当金積立金 100万円

* 「保険料積立金」は、商品が定期保険・第三分野保険などの場合は、「前払保険料」に読み替えます。

②支給時解約返戻金の額が一定基準に満たない場合の取り扱い

以下の要件すべてに該当する場合、支給時資産計上額（企業が支払った保険料のうちの名義変更時点の資産計上額その他、配当金額等を含む）を退職金として計上します。

支給時解約返戻金の額が、支給時資産計上額の70%相当額未満であり、かつ

- ・ 契約日が2019年7月8日以降の定期保険および第三分野保険
- ・ 最高解約返戻率が50%超
- ・ 2021年7月1日以降の名義変更